

平成 29 年度
複写機・ファックス機賃貸借契約

入札説明書

<別添書類>

- (1) 複写機仕様書
- (2) ファックス機仕様書
- (3) 入札書様式
- (4) 委任状様式
- (5) 入札注意書

独立行政法人国際交流基金
ニューヨーク日本文化センター

平成 29 年 4 月 14 日

1. 件名

平成 29 年度複写機・ファックス機賃貸借契約

2. 契約内容

(1) 調達物品の仕様、数量および納入条件:

複写機 2 台 (詳細は別添(1)仕様書の通り)

ファックス機 2 台 (詳細は別添(2)仕様書の通り)

(2) 納入期限: 平成 29 年 4 月 28 日 (金)

(3) 納入場所: 国際交流基金ニューヨーク日本文化センター

3. 入札方法等

(1) 入札方法: 簡易郵送入札

(2) 競争参加資格:

独立行政法人国際交流基金会計細則第 16 条及び第 18 条の規定に該当しない者であること。

(3) 入札保証金及び契約保証金: 全額免除

(4) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨: 日本語または英語、及び米国通貨

(5) 契約金額

48 ヶ月 (4 年) 賃貸借契約における複写機本体等賃借料、カウンター料金 (2 台で年 120,000 枚を基準とする)、及び保守料の合計の月額によって行う。

4. 入札書の提出場所等

(1) 提出期限: 平成 29 年 4 月 19 日 (水) 必着

(2) 入札書 郵送先: The Japan Foundation, New York
1700 Broadway, 15th Floor, New York, NY 10019
Attn : Yoshie Shintaku

(3) 入札書:

別添(3)様式の通り。

(5) 代理人入札

代理人入札の場合には、委任状(様式別添(4))を入札書と同封にて提出すること。

(6) 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。入札を無効とした場合は、当該入札者に対し無効の通知を行う。なお、入札注意書(別添(5))も参照のこと。

- ① 競争参加資格のない者の提出した入札。
- ② 受領期限に遅れた入札。
- ③ 同一入札者からの2つ以上の入札。
- ④ 正常な競争を妨げる目的をもって連合したことが認められる入札。
- ⑤ 金額(割合)が不明な入札。
- ⑥ 記名、押印又は署名のない入札。
- ⑦ 入札金額(割合)の訂正のある入札。
- ⑧ 他の入札者の入札参加を妨害する行為、又は入札事務担当者の職務執行を妨害する行為を行った者の入札。
- ⑨ その他入札に関する条件に適合しない入札。

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で同一の入札価格が複数の入札者から提示された場合の落札者は抽選により決定する。

6. 再入札等

(1) 入札回数: 入札回数は1回とし、再入札は行わない。

(2) 随意交渉:

落札者がいない場合に行う。交渉は、入札価格の大小の順序により漸次交渉するものとする。随意交渉で契約の相手方が決定した場合は、他の入札参加者は異議の申立をすることはできない。

7. 質疑等

(1) 連絡先: 国際交流基金ニューヨーク日本文化センター(担当者:新宅)

E-mail: yoshie_shintaku@cgp.org

(2) 質問、照会事項については総て必ず電子メールにより上記アドレスに連絡すること。

以上

独立行政法人国際交流基金会計細則(抄)

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争(以下「競争」という。)に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

以上

仕様書

設置台数

複写機（2台）：

仕様

連続複写速度 (Letter ヨコ)	1台 - 65枚/分以上 (モノクロ) 1台 - 55枚/分以上 (モノクロ)
用紙サイズ	最大：11 x 17 最小：Statement
複写倍率	25～400% (自動原稿送り装置非使用時)
連続複写枚数	1500枚以上
読み取り解像度	600dpi×600dpi 以上
書き込み解像度	1200dpi×1200dpi 以上
自動原稿送り装置の 原稿積載枚数	100枚以上
自動丁合装置	11 x 17、Legal、Letter タテ、Letter ヨコに対応する ステープル機能 (最大50枚以上) を有すること。
自動丁合装置の 収容枚数	1,500枚以上 (Letter ヨコ、ステープルなし)
スキャン機能	PDF ファイルおよび JPEG ファイルを作成するスキャン 機能を有すること。
スキャン速度	75枚/分以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル複合機であること。 ・両面印刷が可能であること。 ・Overage の請求は1年単位とする。

1年あたりのカウンター利用見込み (枚)

モノクロ	2台 120,000枚
------	-------------

設置台数

ファックス機 (2台) :

仕様

モデム	SuperG3
スキャン速度	35枚/分以上
送信速度 (Letterヨコ)	3.5秒/枚以上 (モノクロ)
用紙サイズ	最大: Legal 最小: Statement
受信記憶枚数 (Letterヨコ)	500枚以上
ファックス解像度	標準モードの場合で 200dpi×100dpi 以上
印刷モード解像度	600dpi×600dpi 以上
自動原稿送り装置の 原稿積載枚数	50枚以上
受信用紙の収容枚数	500枚以上 (Letterヨコ、ステープルなし)
その他の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ One-Touch Speed-Dialing30 箇所以上であること。 ・ 送信確認のプリントアウトモードがあること。 ・ 遅延送信モードがあること。

(別添3)

入 札 書

平成 年 月 日

独立行政法人国際交流基金
ニューヨーク日本文化センター

契約担当職 所長 殿

住所

会社名及び
代表者氏名

印

代理人氏名

印

下記の通り入札致します。

記

1. 入札件名 平成 29 年度複写機・ファックス機賃貸借契約
2. 入札金額 _____ドル
3. 契約条件 契約書案を踏まえ、別途、協議の上、定める。
4. 別添資料 仕様、メンテナンス・サービス内容等

以上

委任状

平成 年 月 日

独立行政法人国際交流基金
ニューヨーク日本文化センター

契約担当職 所長 殿

住所

会社名及び

代表者氏名

印

代理人

住所

役職名

氏名

印

当社は、上記の者を代理人と定め下記権限を委任します。

記

1. 次の件名に係る入札及び見積もりに関する一切の権限
2. 件名：平成 29 年度複写機・ファックス機賃貸借契約
3. 委任期日：平成 29 年 4 月 19 日

以上

入札注意書

第1条 工事、製造その他の請負、物品の売買又は役務の提供に加わろうとする者は、入札公告及び入札説明書、仕様書、図面、契約書案、現場及び現物等（以下、「入札公告等」）を熟覧の上、入札の日時までに入札保証金を納付しなければならない。ただし、独立行政法人国際交流基金において保証金の納付の必要がないと認める場合においては、その納付を免除することがある。

第2条 入札者は、入札公告等及びこの注意書の条項等に疑問があるときは、担当職員の説明を求めることができる。入札後、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第3条 入札者は、入札書（当基金所定の入札書をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を記載し封かんの上、封筒に「宛名」、「件名」及び「自己の名前」を表記し、入札公告に示した時刻までに郵送または持参によって、基金指定場所に提出しなければならない。

- (1) 入札金額
- (2) 競争入札に付される工事若しくは製造の表示、物品の名称又は役務の表示
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印
- (4) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。（復代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の氏名、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印。）また、入札書の様式は、『第1号の2』（代理人又は復代理人が入札する場合）を使用すること。

第4条 提出した入札書は、理由のいかんを問わず、引替え、変更又は取消しできない。

第5条 開札は、入札公告に示した日時及び場所において行う。

第6条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名しない者の提出した入札書
- (3) 第3条第1項各号に掲げる事項の記載（押印を含む。）のない入札書
- (4) 競争入札に付される工事若しくは製造の表示、物品の名称又は役務の表示に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額の記載のない入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正した入札書でその訂正について印の押してないもの
- (7) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の入札書
- (8) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (9) 入札公告に示した時刻までに到着しない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (11) 明らかに談合であると認められる入札書
- (12) 委任状を添付しない代理人又は復代理人の提出した入札書

- (13) 同一事項の入札について他人の代理人（又は復代理人）を兼ね、又は2人以上の代理（又は復代理）をした入札
- (14) 指定した文書が添付されていない入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

第7条 入札においては、入札公告等に記載されている決定方法によって落札者を定める。

- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、速やかに抽せんで落札者を定める。
- 3 抽せんすべき者が抽選に応じられないときは、入札に関係のない職員に抽せんさせる。

第8条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、落札者以外の入札者に対しては入札執行後、その受領書と引き換えて返還する。

第9条 落札者は、指定の期間内に契約書を取り交わさなければならない。

第10条 落札者が指定の期間内に契約書を取り交わさないときは、入札保証金は当基金に帰属するものとする。

- 2 前項の場合、第1条ただし書の規定により入札保証金の納付が免除されているときは、落札者は、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

第11条 当基金が必要と認めるときは、契約の際に保証人を請求することがある。

第12条 当基金が次の各号の一に該当すると認めるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

- (1) 談合等、不正行為の事実がある場合又はおそれのある場合
- (2) 天災その他やむを得ない理由による場合
- (3) 入札参加者がいない場合
- (4) 入札公告等に誤りがあった場合
- (5) その他適正な入札の執行ができないおそれのある場合

第13条 入札公告等に入札注意書の記載事項と一致しない記載があった場合は、入札公告等の記載を優先する。

以下余白